



岐阜県中津川市議選に再選出馬した小池公夫(右)。声が出ないため、長男桂(左)と長女木綿子(中央)が主張を代読した=2003年4月



代読発言を認めなかった中津川市議会が入る市役所庁舎=ごとし5月中旬

中津川市議代読裁判(上)

失った声 発言方法なぜ自分で決められないのか

朝、目が覚めて首に手を回してみると喉に腫れている部分があるのが分かった。2002年8月、長野県に隣接する岐阜県中津川市の市議員だった小池公夫(84)当时、62歳。病院で検査を受けると「下咽頭がん」の診断だった。下咽頭近くの声帯を含めて摘出しないと、余命6ヶ月と宣告され、考える余裕もなく手術を受けた。16時間に及ぶ手術後、「沈黙の世界」にただじっと目を開けている自分がいた。言葉を発することができない。口で息することはできない。喉には呼吸用に直径2㌢ほどの穴が開けられていた。退院して、電話がかかってきたり来訪者があつたりしても応対できない。「口のきけん者に議員なんかできるのか」。心無い言葉も浴びせられた。小池は県立高校の社会科教員を36年務め、定年まで1年を残した1999年、中津川市議選に立候補。高校教職員組合の委員長だった関係で共産党から出馬要請があった。選還し、4年の任期も終わりに近づき、声が出ないまま2期目を目指すか迷った。がん再発への不安もあった。だがこれまで「社会的弱者の代弁者」を自任してきた。「障害のある人の声を市政に反映させていくことが、障害を持つことになった自分に一番求められていること」と再選出馬を決めた。

岐阜県中津川市議選に再選出馬した小池公夫(右)。声が出ないため、長男桂(左)と長女木綿子(中央)が主張を代読した=2003年4月

03年3月、市議選前の最後の議会。小池は冒頭、議会の入院見舞いに対するお札をするため壇上に立った。用意した文章を代読してもらひことになっていた。ところが「代読されないことになった」と議長。「なぜだ?」そう言おうとしたが声は出ない。ぼうぜんとその場に立ち尽くしかなかった。みじめだった。「障害のある者としての屈辱感を実感した初めての日」として記憶した。この時から「代読」を巡って議会多数派との長い闘いが始まる事になる。翌月、市議選がスタートした。辻立らず小池の横に長男の桂(56)、長女の木綿子(52)が並び、「安心・安全・希望のある街づくり」など小池の主張を代読して訴え、巡回する選挙カーでは木綿子や支援者がマスクを握り本人に代わって「小池をよろしくお願いします」と呼びかけた。選挙後、市議選がスタートした。辻立らず小池の横に長男の桂(56)、長女の木綿子(52)が並び、「安心・安全・希望のある街づくり」など小池の主張を代読して訴え、巡回する選挙カーでは木綿子や支援者がマスクを握り本人に代わって「小池をよろしくお願いします」と呼びかけた。選挙後の最初の議会で小池は早速、第三者的代読による発言を求めた。しかし保守系の最大会派を中心とする多数派は「発言は『頭が原則』」「地方議会での前例がない」などと認めなかつた。小池には、これまで市政に批判的な質問を続けてきたことへの嫌がらせと映つた。

「前例がないなんて信用できない」。小池の家族は独自に調査を始めた。桂がインターネットを使い、障害のある議員がいる全国の議会をリストアップ。小池の妻のり子(83)はそれを基に電話やファックスで、議会がどのような補佐をしているか、問い合わせた。すると、04年当時、全ての議会が障害のある議員の要望に基づいて補佐する対応をしており、「代読」だけでも神奈川県鎌倉市議会・愛知県岡崎市議会・隣の蛭川村(現中津川市)議会が認めていたことが確認できた。

この調査結果は、後援会が集めた工房千人の署名とともに陳情として議会に提出された。しかし議会運営委員会は「権利の主張が目に付く」「自らの声が出るように努力を」などと依然、代読を認めなかつた。一方で、静岡市議会の対応を例に音声交換機能付きのパソコンを使用すれば発言を認めると決めた。

静岡市には小池と同様に、がんでも声帯を切除した議員がいた。のり子が電話で本人に問い合わせたところ、パソコンに習熟しており、自らパソコン使用を要望したと妻の代読で答えた。

小池はこれまでパソコンに触つたことはなく、当然要望もしていない。何より自分の思いを伝えるには、機械の作り出す音ではなく人間の肉声が望ましいと考えていた。「私のものであるはずのコミュニケーションの方法をなぜ、私の意思とは無関係に一方的に制限されなければならないのか」。小池の頭の中には憲法13条から導き出される「自己決定権」が浮かんでいた。(敬称略)

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 81

編集委員 渡辺秀樹

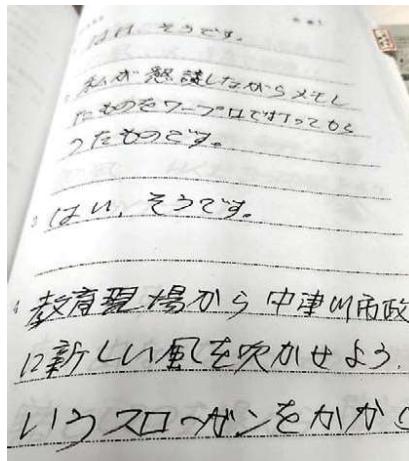
第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(8)



中津川市議代読裁判で原告代理人の弁護団長を務めた安藤友人=5月月中旬、岐阜市



裁判の本人尋問で小池が裁判所の用紙に書いた答え。裁判所書記官が代読した

中津川市議代読裁判（中）

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 82

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑨

2002年に下咽頭がんの手術で声帯を失い、声が出せなくなった岐阜県中津川市議（当時の小池公夫、84）。代読による議会発言を議会多数派に拒否され続け、法的な打開策がないか模索していた。頼ったのは弁護士の安藤友人（73）＝岐阜市。小池が岐阜高校教職員組合委員長を務めていた時の知り合いである。

安藤は岐阜県弁護士会長や日弁連常務理事などを務めた重鎮。長野県の6人を含む90人が原告になった中部電力思想差別訴訟の原告代理人を務め、22年半かかつて高額和解に導いた経験を持つ。

小池の相談を受けた安藤は考えた。訴訟を起こせば一審判決まで数年かかり、小池の議員任期は終わってしまう。弁護士会への人権救済申し立てなら、勧告などの措置が1年以内に出される可能性がある。法的拘束力はないが、法律の専門家集団の意見であれば議会も尊重するのではないか。そうすれば小池の任期中に代読による議会発言が実現するかもしれない。

アドバイスを受けた小池は04年12月、県弁護士会人権擁護委員会に救済を申し立てる。議会側はそれまで、代読を認めない具体的理由を小池に説明しきこなかつた。人権擁護委のメンバーが議長や議会運営委員長らに事情聴取すると、こんな答えが返ってきた。

「代読は選挙で選ばれていらない人が演説することになる」「代読者のパフォーマンスが入り込む」「そのパフォーマンスを利用して次の選挙に立候補する危険性がある」…。小池を支援してきた長男の桂（56）＝現大教授＝に言わせると、「荒唐無稽な理由ばかり」だった。

県弁護士会は05年11月、議長と議会運営委員長に対し、議会事務局職員による代読での発言を認めるよう勧告を出す。神奈川県鎌倉市議会など代読を認めていた他の議会で弊害が生じたとの報告はなく、「具体的な危険性があるとは認められない」と、中津川市議会が挙げる代読拒否の理由を一蹴した。

その上で憲法上の問題点を指摘。すぐにも実現可能な代読を否定して、小池が使用したことのないパソコン（音声交換装置）の利用を強要することは、「議員としての政治的意見表明権の侵害で憲法21条（表現の自由）に反し、健常者との差別結果をもたらすことで憲法14条（法の下の平等）にも反する」と断じた。

さらに小池が声を失った後に再選して以来2年半近く、議会や委員会で一度も発言できなくなることは「憲法11条の基本的人権の一つである参政権の侵害を本人のみならず中津川市民にも行っている」と非難。二重三重の憲法違反の指摘を議会側に突き付けた。

「これでようやく終わる」。桂はそう思つたという。

その期待は裏切られる。議会多数派は「議会への圧力」などと受け止め、勧告にそのまま従う姿勢を見せなかつた。議会運営委員会の議論で、「一般質問の最初はパソコンを利用して、再質問のみ代読を認める」という「折衷案」が飛び出ると、その通り決定してしまつた。

小池は悩んだ。何も発言できないより一部でも認められた代読を受け入れるか。それでも「わがまま」と非難されようとも、全て代読を望む自己決定権を求める続けるか。結論は後者だつた。

06年12月、小池は損害賠償を求める訴訟を岐阜地裁に起こす。安藤が小池の代理人になる弁護団への参加を募ると、全国から100人余の弁護士が呼応した。被告は市議会を議事機関として置く中津川市と、小池が代読で発言することを保障する決議案に反対した議員と議長の計28人。

訴状では、侵害された権利として、岐阜県弁護士会の勧告が指摘した憲法21条、14条、13条を加えた。「発声障害者がどのように方法で発言するかは、本来、自分で決めることがあり、外部から押しつけられるものではない。これは幸福追求の権利の一環としての自己決定権として保障される」

障害者の自己決定権求め提訴

原告弁護団は、法廷での小池の意見陳述や本人尋問について「代読」による発言を申請。裁判所はすんなり許可した。市議会の対応の異常さが浮き彫りになつた。

（敬称略）



自宅で取材に応じる小池公夫(左)。メモ用紙に書いた答えを長女木綿子が代読した=5月中旬、岐阜県中津川市

憲法を生かすための
不斷の努力は死ぬまで
続くんだ。まあ
とあらためて思う。

取材で今心境を尋ね、
小池が書いたメモ

中津川市議代読裁判(下)

9年の闘い 実った「不断の努力」

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（日曜日に掲載します）

憲法を生かすための「不断の努力」は死ぬまで続くんだなあとあらためて思う。「不断の努力」は憲法12条に刻まれた精神である。

（敬称略）

用紙7枚にびつり書かれた文字。木綿子は感情が高ぶるのを必死にこらえ、15分の代読を終えた。双方の代理人などとのやりとりがある本人尋問では裁判所書記官が代読。市議会が代読

を認めない理由として挙げたトラブルは何もなかつた。

第一回弁論の時点では、小池の議員任期は残り3カ月ほど。最後の3月議会で代読によつて発言できるよう小池と弁護団は和解を地裁に申し入れた。しかし、市議員側は拒否。小池は1600票余を得て7位当選したう期目を一度も質問できないまま引退することになる。

10年9月。地裁(裁判長・内田計一)は前市議となつた小池に一部勝訴の判決を出す。「小池がパソコンを使用できないことを知りながらパソコンでの発言を強制したことは、議会へ参加する権利(参政権)を害し、違法」と市に10万円の賠償を命じた。

ただ、最初の一般質問は議会事務局職員がパソコンで事前に打ち込み、再質問のみ職員による代読を認めるという、その後に議会が示した折衷案は「さほど負担を強いるものではなく、参政権を害しない」と訴えを退けた。

判決が特に小池や弁護団の反発を招いたのは、議会の運営に関することは、議会及び議長の裁量に委ねられ、障害者である議員の表現の自由や自己決定権が制限されたとしている。参政権侵害などの特段の事情がない限りやむをえない」としたことだ。

小池は、障害者の参政権と自己決定権を認めてもう一度闘うと訴え。一方で判決後、6人の市議が代読を認めなかつたことを小池に謝罪。被告から外れ控訴審の相手市議は22人に減つた。

12年5月に出た名古屋高裁判決(裁判長・渡辺修明)。議会がパソコン使用を求める前から「(小池の)発言方法を具体的に審議せず、小池が本会議委員会での発言を事実上できなかつた状態に、発言の権利、自由を侵害した」と議会の加重期間を拡大。賠償額を300万円に増やした。

しかし、「自己決定権が憲法上保障されてゐるとしても、地方議会での発言方法は議会の自主性・自律性に委ねられる」と審同様に自己決定権の侵害は認めなかつた。

小池は、「障害者差別への怒りは多くの人たちに共有され、裁判官にも少しは通じた」と上告せず市議側も上告しなかつたため高裁判決が確定。最初に議会での代読を拒否されから9年に及んだ小池の闘いは終わつた。司法が認めなかつた議会での発言方法の自己決定権。それは別の形で実現する。

障害者基本法が11年に改正され、小池の手段についての選択の機会が確保された」と盛られた。14年に制定された中津川市議会基本条例には基本法改正を受けて「障害者の議員については、本人の意思を尊重し、議会活動を保障します」と明記された。

今回の取材はことし5月中旬、中津川市の自宅で主に木綿子の代読によって行つた。判定確定から12年。小池に今、思うことを尋ねると、メモ用紙にこう書いた。

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 83

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

⑩

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。